

平成27年8月31日
株式会社 愛知銀行

「NISA つくって&つかってキャンペーン」の実施について

株式会社愛知銀行（頭取 矢澤 勝幸）では平成27年9月1日（火）より、下記のとおり「NISAつくって&つかってキャンペーン」を実施いたしますのでお知らせします。

記

1. 名 称：NISA つくって&つかってキャンペーン
2. 期 間：平成27年9月1日（火）～平成27年12月30日（水）
3. 概 要

(1) NISAつくってプレゼント

期間中、当行で新たにNISA口座開設をお申込みいただき、平成28年1月末までに口座開設手続きが完了したお客さまに1,000円プレゼント

(2) NISAつかってプレゼント

平成27年8月末現在で、平成27年の非課税投資枠のご利用がないお客さまで※1、期間中、NISA口座で累計50万円以上※2投資信託をご購入いただいたお客さまに3,000円プレゼント

※1 平成27年8月31日までに、次のいずれかのお取引等により、平成27年の非課税投資枠をご利用いただいたお客さまは、つかってプレゼントの対象外となります。（投資信託の購入・積立投信の引落・初回引落日が9月以降となる積立投信契約の申込み・保有中の投資信託商品の収益分配金による再投資）

※2 お申込手数料を含む金額です。

4. キャンペーンに関する主な留意事項

- ・ NISAつかってプレゼントは、期間中お一人さま一回限りです。
- ・ プレゼントは投資信託指定預金口座に入金いたします。入金時期は、9月～10月にお申込みのお客さまへは12月下旬頃に、11月～12月にお申込みのお客さまへは平成28年2月下旬頃の予定です。
- ・ プレゼントは、入金時に投資信託指定預金口座が解約されている場合は対象外となります。
- ・ 詳しくは別添のチラシをご参照ください。

商 号 等：株式会社愛知銀行 登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号
加入協会：日本証券業協会

以 上

愛知銀行

NISA つくって & つかって

キャンペーン

..... キャンペーン期間
平成27年9月1日(火) ~ 平成27年12月30日(水)



1 NISA つくって プレゼント

NISA口座開設で
1,000円
プレゼント

対象

期間中、当行で新たにNISA口座開設をお申込みいただき、平成28年1月末までに口座開設手続きが完了したお客さま

2 NISA つかって プレゼント

投資信託ご購入で
3,000円
プレゼント

対象

平成27年8月末現在で、平成27年の非課税投資枠のご利用のないお客さままで^{※1}、期間中、NISA口座で累計50万円以上^{※2}投資信託をご購入いただいたお客さま

- ※1 平成27年8月31日までに、次のいずれかのお取引等により、平成27年の非課税投資枠をご利用いただいたお客さまは、つかってプレゼントの対象外となります。
(投資信託の購入・積立投信の引落・初回引落日が9月以降となる積立投信契約の申込み・保有中の投資信託商品の再投資)
- ※2 お申込手数料を含む金額

キャンペーンに関する留意事項

- NISA つかってプレゼントは、期間中お一人さま一回限りです。
- NISA つかってプレゼントの累計購入金額には、積立投信契約に基づく購入金額は含まれません。
- プレゼントは投資信託指定預金口座に入金致します。入金のご連絡は致しませんので、通帳等でご確認いただきますようお願い致します。
- プレゼントの入金時期は、9月～10月にお申込みのお客さまへは12月下旬頃に、11月～12月にお申込みのお客さまへは2月下旬頃の予定です。諸事情により遅れる場合がありますので、ご了承ください。
- プレゼントは、入金時に投資信託指定預金口座が解約されている場合は対象外となります。
- プレゼントによる景品は、税法上確定申告が必要となる場合があります。

NISA口座（非課税口座）および投資信託に関する留意事項については裏面をご覧ください。

NISA口座(非課税口座)に関する留意事項

- NISA口座の開設を複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。
- 平成27年1月以降は、一定の手続きの下で各年分単位で金融機関の変更が可能となりましたが、その年の非課税投資枠で既に投資信託等を受入れている場合、その年分については金融機関の変更はできません。
また、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年の非課税管理勘定において公募株式投資信託を購入できるのは、1つの金融機関に限られます。
- NISA口座は、口座開設のお申込みをいただいた後、一定期間(1ヶ月程度)経過後に開設されます(すぐに開設されるわけではありません)。
- 当行で開設するNISA口座への受入れ対象となるのは、当行取扱いの公募株式投資信託に限られます(上場株式や上場投資信託(ETF・REIT)等は取扱っておりません)。
- 現在特定口座や一般口座で保有している投資信託をNISA口座へ移管することはできません。
- NISA口座内の残高を他の金融機関へ移管することはできません。
- 年間の非課税投資枠は100万円(お申込手数料を除く金額)であり、各年において100万円に満たなかった未使用の非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座内の公募株式投資信託を一度解約すると、その非課税投資枠の再利用はできません。従って短期間での売買等を前提とした投資には適していません。
- NISA口座内の公募株式投資信託を特定口座や一般口座に移管した場合は、移管日の価額で新たに取得したものとみなされます。
- 平成27年1月以降は、同一勘定設定期間内においてNISA口座を廃止した後、一定の手続きの下で再開設することが可能となりましたが、その年の非課税投資枠で既に投資信託等を受入れている場合、その年分については、NISA口座の再開設はできません。
- NISA口座内の公募株式投資信託を換金し譲渡損失が発生しても、特定口座等で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISA口座における制度上のメリットを享受できません。
 - ◆NISA口座の開設申込みには、愛知銀行で投資信託取引口座の開設が必要となります。当行で投資信託取引口座を未開設のお客さまは、投資信託取引口座の開設手続きをお願いいたします。
 - ◆上記内容は、平成26年12月現在の法令等に基づいて作成しています。今後の法令改正等により変更になる場合があります。

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行に預託いただく投資信託は、投資者保護基金による一般顧客に対する支払いの対象ではありません。
- 投資信託は元本が保証されている商品ではありません。
- 投資信託の運用による損益は投資信託をご購入されたお客さまに帰属いたします。
- お客さまが購入される投資信託は、愛知銀行が販売の取扱いを行い、各投資信託委託会社(運用会社)が設定・運用を行います。
- 投資信託は、国内外の値動きのある株式・債券・不動産投信などの有価証券等に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。また外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 投資信託は、ご購入時にお申込手数料(お申込金額または基準価額に対して最大3.24%(税込))ならびにご換金時には一部の商品で解約手数料(公社債投信で1万口あたり最大108円(税込))が必要なものや信託財産留保額(ご換金時の基準価額に対して最大0.5%)が基準価額から差し引かれるものがあります。保有期間中には信託報酬(純資産総額に対して最大年率1.944%(税込))とその他の費用として監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入れ資産の保管等に要する諸費用等を信託財産から間接的にご負担いただきます。なお、「その他の費用」および「手数料等の合計額」については、保有期間や運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等によりご確認ください。
- ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。
- 投資信託のリスクおよび手数料等は商品毎に異なりますので、投資信託をご購入の際は、当行本・支店の窓口にて事前にお渡しする各商品の最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面の内容をよくお読みいただいたうえ、ご自身でご判断ください。

お問い合わせは愛知銀行の窓口または個人部個人営業支援グループまで

個人部個人営業支援グループ フリーダイヤル  **0120-858-013** (平日 9:00~17:00)